

増額となる場合の契約書第 26 条（スライド条項）の運用について

1 用語の定義

- (1) 請求日 スライド変更の可能性があるため、協議を申し込まれた日。
 請負契約締結の日（又は直前のスライド基準日）から 12 月を経過した後の日であること。
- (2) 基準日 スライド変更のため出来形を確認した日。
 賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。
 請求日から 14 日以内。
- (3) 残工事 スライド基準日以降の工事。

2 適用対象工事

- (1) 請負締結の日（又は直前のスライド基準日）から 12 月を経過した工事であること。
 [契約書第 26 条第 1 項]
- (2) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

3 スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次式により算定する。
$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1,000)] \quad (\text{但し、} P1 < P2)$$

S : スライド額
P1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額
P2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額
($P = a \times Z$ 、 a : 落札率、 Z : 積算額)
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛りの変更については考慮するものではない。
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 15 / 1,000 以上のスライド額となる場合は、15 / 1,000 を超える額をスライド額とする。

4 基準日の設定

- (1) 受注者は、請負契約締結の日（又はスライド基準日）から 12 月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる。
 (請求日)

(2)発注者は、受注者の請求に基づきスライドの適否を判断し、適用と判断した場合は、請求日から14日以内に工事の出来高確認を行い、基準日とする。

5 残工事量の算定

(1)基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとする。

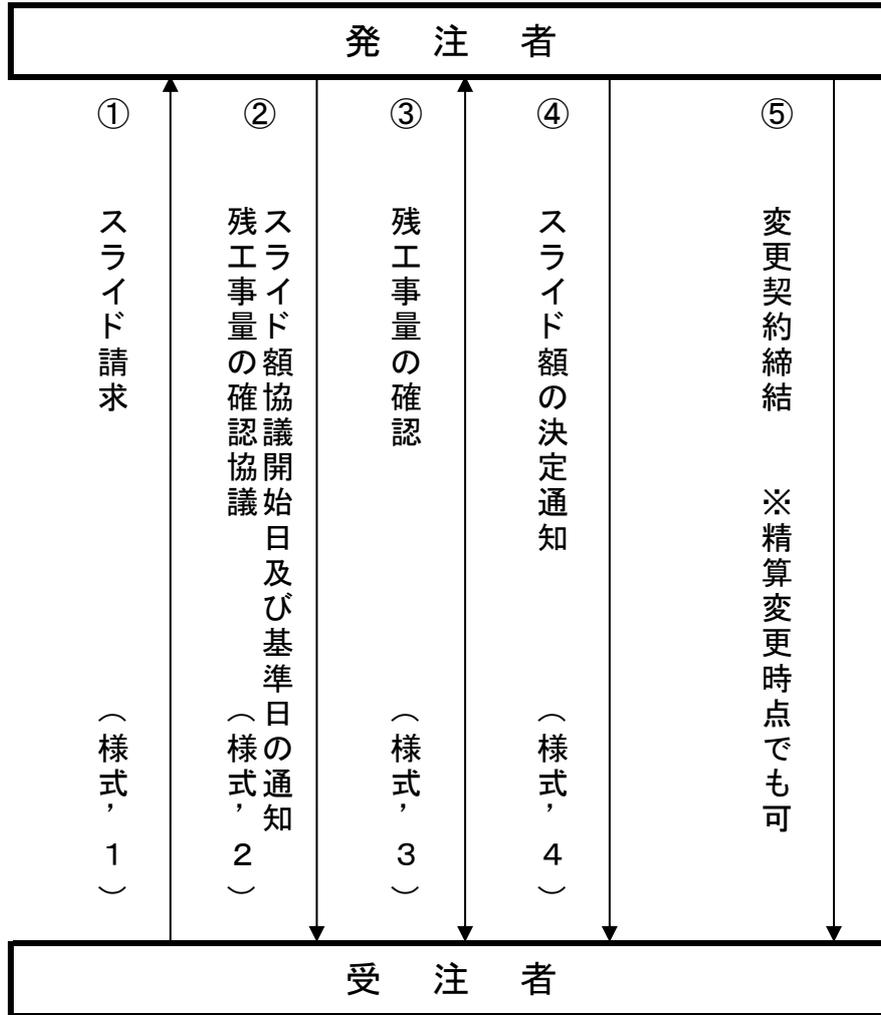
(2)変更契約を行っていないが、先行指示されている設計量についても、スライドの対象とする。

(3)現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。

6 変更契約

スライドの変更契約は、精算変更時点で行うことができる。

増額スライド事務処理



(様式-2')

年 月 日

会社名

代表者名

様

佐世保市長

印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書
第26条第1項の適用、同条第8項の規定に基づく協議開始日の通知及び
同条第2項による残工事量の確認の協議について

標記について、年 月 日付けで請求のあった_____工事に
おける工事請負契約書第26条第1項の適用を承諾します。また、同条第8項の規定に基づ
き協議開始日を下記のとおり通知します。さらに、スライドの対象となる残工事について、下
記基準日での残工事量を確認したく通知します。

記

1. 基準日 年 月 日

2. 協議開始日 年 月 日

3. 請負代金額 ¥

4. 工期 自) 年 月 日

至) 年 月 日

(様式-3')

_____工事

残工事量確認書

工期 自) 年 月 日
至) 年 月 日

基準日 年 月 日

残工事量

残工事量確認者 発注者 検査員
受注者 現場代理人

残工事確認年月日 年 月 日

上記のとおり確認する。

年 月 日

佐世保市長 印

請負者 住所
会社名
代表者名 印

(様式-4')

年 月 日

会社名

代表者名

様

佐世保市長

印

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う工事請負契約書
第26条第1項のスライド変更金額について(通知)

年 月 日付けをもって請負契約を締結した、_____工事に
ついて、年 月 日を基準日としてスライド変更金額を下記のとおり決定しましたの
で通知いたします。

記

1. スライド変更金額 ¥